

一般社団法人日本心不全学会 定款施行細則

第1章 事務局

第1条 この法人の事務局は、一般社団法人学会支援機構内（東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン4F）におく。

第2章 会員

第2条 この法人は、会員に本会の機関誌を配布する。

第3条 会員は、この法人が催す各種の事業に優先的に参加することができる。ただし賛助会員はこれらの事業を傍聴できるものとする。

第3章 代議員の選出

第4条 代議員の選出は、正会員の申請に基づき理事会の推薦を経て、社員総会で承認を得て決定する。

第5条 正会員が、代議員に申請するにあたっては、下記の書類を理事長（事務局気付）に提出する。

- 1) 代議員申請書 所定の申請書に代議員2名の推薦者を必要とする
- 2) 履歴書（書式自由）
- 3) 業績目録（書式自由）

第6条 再選の場合も、前条1) 項および2) 項にしたがって選出する。ただし、再選の場合は、代議員2名の推薦者は必要としない。

第7条 選出された代議員は、前条の規定に関わらず、任期終了後一度まではそのまま再選される。その後は前三条の規定に従って選出される。

第4章 理事および監事の選出

第8条 理事の選出は、理事会が代議員のなかから理事候補者を推薦し、社員総会で承認を得て決定する。

第9条 監事の選出は、理事会が代議員のなかから監事候補者を推薦し、社員総会で承認を得て決定する。

第10条 選出された理事・監事は任期終了後一度まではそのまま再選される。その後前二条の規定に従って選出される。

第5章 会費

第11条 この法人の会費は次の通りとする。

- | | | |
|----------|----|---------------|
| 1) 正会員 A | 年額 | 10,000 円 |
| 2) 正会員 B | 年額 | 3,000 円 |
| 3) 賛助会員 | 年額 | 1 口 200,000 円 |

第6章 補 則

第12条 本細則は理事会および社員総会の議決を経て変更することができる。

第13条 本細則の解釈について疑義が生じた場合には、理事会の判断による。ただし、疑義の生じた項目の改正を速やかに行わなければならない。

第7章 附 則

1. 本細則は、この法人成立の日から施行する。
2. 第3章の規定に関わらず、任意団体日本心不全学会の評議員は、法人成立に伴い、この法人の代議員に選出されたものとみなす。